三番瀬とラムサール条約湿地について

1. ラムサール条約とは

ラムサール条約は、1971 年(昭和 46 年)2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された条約であり、採択の地にちなみ、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれています。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に貴重な湿地に関する条約」です。条約の目的である湿地の「保全(・再生)」と「ワイズユース(賢明な利用)」、これらを促進する「交流、学習(CEPA)」、これら3つが条約の基盤となる考え方です。

- ◆保全・再生 水鳥の生息地としてだけでなく、私 たちの生活を支える重要な生態系と して、幅広く湿地の保全・再生を呼 びかけています。
- ◆ワイズユース ラムサール条約では、地域の人々の 生業や生活とバランスのとれた保全 を進めるために、湿地の「賢明な利 用(Wize Use:ワイズユース)」を提 唱しています。「賢明な利用」とは湿 地の生態系を維持しつつそこから得 られる恵みを持続的に活用すること です。



環境省ホームページより

◆交流・学習 ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、 教育、参加、普及啓発 (CEPA: Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness) を進めることを大切にしています。

2. ラムサール条約湿地の状況

- (1) 世界の状況 (ラムサール条約事務局のホームページより)
 - ◆締約国数:172 か国 ◆登録湿地数:2,439 か所
 - ◆登録湿地総面積 254,691,993ha ※ 1 ha = 10,000 ㎡
- (2) 日本の状況 (環境省ホームページより)
 - ◆登録湿地数:53 か所 ◆登録湿地総面積:155,174ha
 - ◆直近の登録湿地:出水ツルの越冬地 478ha (2021 年(令和3年)11月、鹿児島県出水市)
- (3) 近隣のラムサール条約登録湿地
 - ◆谷津干潟 40ha (1993年(平成 5年)6月、千葉県習志野市)
 - ◆葛西海浜公園 367ha (2018年(平成30年)10月、東京都江戸川区)

(4) ラムサール条約締約国会議の開催状況

第9回 2005年(平成17年)11月 ウガンダ:カンパラ 第10回 2008年(平成20年)10月 大韓民国:昌原市

第11回 2012年(平成24年) 7月 ルーマニア:ブカレスト

第 12 回 2015 年 (平成 27 年) 6 月 ウルグアイ: プンタ・デル・エステ

第13回 2018年(平成30年)10月 アラブ首長国連邦:ドバイ

第 14 回 2022 年 (令和 4 年) 11 月予定 中国:武漢

3. 三番瀬のラムサール条約登録と鳥獣保護区の指定について

- (1) 日本におけるラムサール条約湿地登録に関する条件
 - ① 国際的に重要な湿地であること。(国際的な基準のうちいずれかに該当すること)
 - ・基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
 - →三番瀬のガンカモ類の個体数:約41,500羽(H30年度~R2年度の平均)
 - ② 国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
 - ③ 地元住民などから登録への賛意が得られること。
- (2) 国指定鳥獣保護区の指定について

ラムサール条約に登録するためには、鳥獣保護管理法における国指定鳥獣保護区の指定が必要となります。本市を含む近隣4市(船橋市・市川市・浦安市・習志野市)、千葉県、環境団体、漁業協同組合等との国指定鳥獣保護区指定について意思統一がなされていることが前提となり、指定にかかる期間は、申請後、最低でも1年は必要となります。

また、締約国会議開催の3か月前には、国指定鳥獣保護区の指定を受けている必要があります。三番瀬については、国指定鳥獣保護区の指定区分のうち、集団渡来地の保護区としての指定が可能と考えられます。

①国指定鳥獣保護区内の規制について

鳥獣保護区・・・ 狩猟が認められない。

特別保護区・・・ 工作物の新築、水面の埋め立てなどに許可が必要

(特別保護区は鳥獣保護区内に設定される。集団渡来地の保護区においては、渡来する 鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区が対象)

②国指定鳥獣保護区の管理について

国指定鳥獣保護区の管理は、各地に設置された地方環境事務所等に配属された環境省職員が行うが、保護区が遠隔地にあること、区域が広大なこと等から環境省職員のみでは目が届かないことが多い状況です。このため、鳥獣保護区の近くに住み、かつ、鳥獣について知見のある民間人を委嘱して管理の適正を図っています。

【管理員の業務】①鳥獣保護区の標識の管理

- ②保護施設(巣箱、給餌、給水、案内板等)の管理
- ③鳥獣保護区内の密猟防止